

東京都公安委員会告示第 2087 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 5 月 21 日

## 東京都公安委員会

### 記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名  
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先  
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟  
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限  
令和 8 年 6 月 18 日
- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

J. Roots株式会社  
 ダ シルバ ペドロ シルベストレ  
 株式会社 建匠  
 株式会社 シゲムラ建設  
 高砂企業 株式会社  
 田中 麗  
 株式会社 K&M  
 有限会社 日比谷園  
 田中 俊一  
 株式会社 江戸川教育センター  
 新城 永作  
 周 昂  
 渡邊 泰義

放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-101-260311-202354)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-102-260305-206320)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-103-260418-205726)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-106-260417-428569)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-331-260419-202368)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-332-260412-203991)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-333-260416-202098)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-333-260502-203461)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-436-260214-207709)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-437-260402-202997)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-550-260424-436080)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-555-260302-202504)
放	置	違	反	金	の	納	付	命	令	に	関	す	る	件	(第	30-771-260417-404145)